

県への要望事項（H27秋季）一覧

要 望 事 項	
1	コンパクトなまちづくりを進めるため、市街地再開発事業などの事業に対する支援措置について
2	新型交付金（国庫）に係る財源確保について
3	「栃木県わがまち協働推進事業」の継続について
4	地方人口ビジョン策定に当たっての各市町間の連携・調整について
5	ケーブルテレビ回線の光ケーブルへの更新に係る財政支援について
6	県立博物館における教育普及活動の更なる推進について
7	明るく安全な里山林整備事業の継続について
8	ヤマビル駆除対策研究の促進と駆除対策補助事業の創設について
9	子育て援助活動支援事業を利用するひとり親家庭に対する補助制度の創設について
10	栃木県病院群輪番制病院設備整備事業費補助金の規定額全額交付について
11	介護現場の人材育成及び確保について
12	こども医療費助成対象年齢の拡大等について
13	企業誘致に関する支援について
14	農業農村整備事業推進のための予算確保について
15	いちご（とちおとめ）生産規模拡大に対する支援について
16	民間木造住宅の耐震化に対する支援措置について
17	定住促進のための土地利用規制における弾力的な運用について
18	スクールソーシャルワーカーの効果的配置と増員について
19	県費負担栄養教諭等の配置基準の改正について
20	特別支援教育の充実・強化について
21	小学校全学年での35人以下学級の早期実現について



福田知事へ要望書を提出する佐藤会長

コンパクトなまちづくりを進めるため、市街地再開発事業などの事業に対する支援措置について

栃木県におきましては、進行する人口減少・超高齢社会に的確に対応するため、持続可能な多核ネットワーク型の都市構造である「とちぎのエコ・コンパクトシティ」の実現を掲げ、拠点地区に商業・業務や居住などの都市機能を集積し、暮らしやすくコンパクトな都市づくりの推進に取り組んでいるところであります。

このような中、国におきましても、人口減少社会に対応した持続可能な都市構造への再構築の実現に向けて、「立地適正化計画」制度に基づき、まちの拠点となるエリアに居住や福祉・医療・商業などの多様な都市機能を誘導し、まちの活力の維持・増進を図ることを目的とした「都市再構築戦略事業」などの新たな補助制度を創設したところであります。

つきましては、県内各市町が、国の補助制度を活用してコンパクトなまちづくりをより一層、進めることができるよう、市街地再開発事業など、コンパクトなまちづくりの形成に資する様々な事業に対し、県庁内の横断的な支援体制のもと新たな補助制度の創設を要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

新型交付金（国庫）に係る財源確保について

地方創生に係る先行型事業については、国の平成 26 年度補正予算（1,700 億円、定額補助）を活用して実施しており、これらの事業は、戦略プログラムとして、来年度以降も継続実施を計画しています。

過日、新聞報道等で来年度の新型交付金の基本方針が公表され、各自治体の地方創生の取り組みを後押しするための予算でその規模は 1,000 億円程度、自治体負担を含む事業費ベースは 2,000 億円ということです。

先行型事業は国の全額補助ということで、市としても積極的に事業実施を計画し、随時執行しているところですが、来年度以降、市の半額負担ということでは、せっかく動き出した事業を中止せざるを得ない状況になります。

つきましては、栃木県からも国に対して、地方創生に係る交付金は、先行型事業と同様に全額補助として交付していただけるよう強く要望していただきたくお願いするものです。

平成 27 年 1 月 19 日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

「栃木県わがまち協働推進事業」の継続について

「栃木県わがまち協働推進事業」は、各市町が地域づくり団体等の実施する事業へ補助する額を対象として、県がその2分の1（ソフト事業の場合）を助成する県単独補助事業で、『住民協働事業』と『広域連携事業』の2種類で構成されています。

この事業は、各市町や地域づくり団体等が、地域資源を活用した事業を継続的に展開していくことで、地域の自立と持続的な発展を図ることを目的としており、各地域の特性を生かした様々な分野の事業について活用でき、また、完了検査等の手続きの簡素化が図られていること等、非常に活用しやすい工夫がなされております。

この事業は、平成27年度をもって終了する予定となっておりますが、「地方創生」のスローガンの下で、地域の自主・自立性を重んじながら、地域の独自の取り組みを支援する重要性はますます高まっております。

つきましては、「栃木県わがまち協働推進事業」の継続・拡充等、各市町や地域づくり団体等が実施する事業への県の支援を要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

地方人口ビジョン策定に当たっての各市町間の連携・調整について

地方創生の取り組みの中のひとつとして、各地域の人口動向や将来人口推計の分析及び中長期の将来展望を提示する「地方人口ビジョン」の策定が求められております。

栃木県におかれましては、栃木県総合計画の次期プラン策定に併せて、県人口ビジョンを策定し、県全体の人口の将来推計について、合計特殊出生率設定では、2030年（平成42年）までに県民の希望出生率1.90、2040年（平成52年）までに人口置換水準2.07を実現することとしております。

また、人口移動率設定につきましては、2020年までに人口移動率を半減させることとしており、これにより、2060年（平成72年）には県人口150万人を確保できる見込みであるとの推計値を10月に決定されます。

現在、県内の各市町において「地方人口ビジョン」を策定しておりますが、栃木県人口ビジョンが先行して策定される状況となっておりますことから、各市町にも、県全体としてのバランス・整合性を図る上での指示及びその方法など、これからも各市町との連携・調整が必要と考えますので、県としても積極的な助言やサポートについて要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

ケーブルテレビ回線の光ケーブルへの更新に係る 財政支援について

ケーブルテレビ事業については、地上デジタル放送の難視聴対策や災害発生時における緊急放送など、市民生活に密着した放送や通信を提供する事業であり、現在、県内の多くの市町において利活用されています。

利用回線については、加入者宅まで光ケーブルになりつつありますが、まだ、同軸ケーブルを利用したエリアも残っており、各事業者においては、その更新をいかに適切に実施し、より良いサービスを提供できるかが課題となっています。

今後、回線の整備に対する市町及びケーブルテレビ事業者の財政負担が発生するものと考えられますが、平成27年度における国の補助制度では、放送ネットワーク整備支援事業として、ケーブルテレビ幹線の2ルート化に対する強靱化補助制度のみであり、今後、継続して計画されるか不透明な状況もあります。

つきましては、ケーブルテレビ回線の光ケーブルへの更新等に係る財政支援（強靱化補助の継続、老朽化対策補助制度の新設等）について、国に対し強く働きかけていただくとともに、県の財政的支援についても検討いただきたく要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

県立博物館における教育普及活動の更なる推進について

県立博物館においては、県民文化の向上及び発展に寄与され、広く郷土に対する知識と理解を深めるための事業を展開されておりますが、その中で、市町との連携を図る取り組みとして、県内市町の施設を利用した地域移動講座や地域移動博物館等の館外活動を実施されております。

地方創生が最重要課題と位置付けられている今、持続可能な地域づくりという視点で見れば、生きる力を育む支えとなる伝統や文化の継承、身近な生物多様性や自然の維持は重要な指標であります。地域の持つ強みや可能性を再認識するため、また、未来の子どもたちに安全な地域資源を残すためにも、そうした研究や情報発信を行っている博物館の果たす役割は益々重要なものになると考えられます。

つきましては、今後とも市町との連携を図り、市町の様々な取り組みに対する職員の派遣や各種支援等、教育普及活動の更なる推進を要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

明るく安全な里山林整備事業の継続について

市町では、イノシシ、シカなどの野生獣被害を軽減するために、田畑などに隣接する里山林を整備し、野生獣を人里に近づけないよう下草刈りや藪の刈払い等を行う「明るく安全な里山林整備事業」を実施しております。

この事業は、市町又は地元管理団体が主体となり、山林所有者と協定を締結し、整備・管理を行うもので、獣害対策としての効果が高く、今後の整備実施の要望も十分見込まれております。

しかしながら、事業の財源である「とちぎの元気な森づくり県民税」の課税期間は、平成29年度までとされており、課税期間終了後の事業の継続が望まれるところです。

つきましては、深刻化している野生獣被害の軽減のため、継続的な環境整備の取組は必須でありますので、課税期間終了後も事業を継続されるよう強く要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

ヤマビル駆除対策研究の促進と駆除対策補助事業の創設について

近年、県内市町において、ヤマビルの生息域が拡大し、森林内だけでなく農地や住宅の周りなど生活圏内においても吸血被害が確認されております。

この状況が続けば、ヤマビルに対する不快感によって、林業従事者の作業意欲だけでなく、中山間地域での生活意欲をも減退させ過疎化の要因ともなり、また、人が住まなくなった地域の山林は、荒廃し山林の多面的機能の喪失につながる恐れもあります。

ヤマビル生息数の減少のためには、ヤマビル生息域拡大の要因となる、ニホンジカやイノシシの個体数を減少させることに加え、徹底的かつ効果的な駆除対策が必要です。

つきましては、ヤマビル駆除対策研究を促進し、早急に効果的な駆除対策を確立していただくとともに、市町が実施するヤマビル駆除対策に対する補助事業の創設を要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

子育て援助活動支援事業を利用するひとり親家庭に対する補助制度の創設について

保育所や学童クラブへの子どもの送迎や預かりなど、子育て家庭の育児を支援する子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）は、育児と仕事を両立させたいひとり親家庭の利用も多く見込まれる支援であります。

しかしながら、常時利用となると利用料金の負担が重くなり、その経済的負担から利用を控えるひとり親家庭も少なくありません。

こうしたひとり親家庭の支援のため、他県では利用料金の一部補助を実施しており、県内の自治体でも地域子育て支援事業の充実のために実施をはじめているところです。

つきましては、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、子育て援助活動支援事業をより有効に活用していただくよう、子育て援助活動支援事業を利用するひとり親家庭に対する補助制度の創設を要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

栃木県病院群輪番制病院設備整備事業費補助金の規定額 全額交付について

栃木県病院群輪番制病院設備整備事業費補助金は、病院群輪番制病院設備整備事業に要する経費を助成することにより、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的としており、交付の対象は病院群輪番制病院の設備整備事業に対して補助する市町村等とし、交付額は選定額に3分の2を乗じて得た額としています。

各市においては、各病院群輪番制病院の設備整備に係る事業計画を取りまとめたうえで県に提出し、県から補助対象として採択の旨通知のあった事業計画について、その財源を一般財源3分の1、県補助金3分の2として予算に計上しています。

しかしながら、事業計画が採択されたにも関わらず県からの補助金交付額が調整され、3分の2に満たない場合、残額を一般財源から負担するか、病院側の自己負担を求めるかのいずれかになってしまいます。

この補助金の目的からも、事業計画を採択した場合は、栃木県病院群輪番制病院設備整備事業費補助金の交付額を調整することなく、規定額を全額交付していただきますようお願いいたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

介護現場の人材育成及び確保について

介護老人福祉施設の入所待機者問題は喫緊の課題であり、各市においては「高齢者福祉計画・介護保険事業計画第6期計画」において、介護サービス基盤の整備や施設の増設・増床事業を進めているところです。

高齢者の介護については、福祉・介護ニーズが増大するとともに、質的にも多様化・高度化してきており、これらに的確に対応していくため、人材の安定的な確保と介護のスキルアップのための継続的な教育が求められております。

こうした中、県においては、「介護人材緊急確保対策事業」及び「福祉人材センター事業」により、福祉人材の育成・確保に向けた様々な取り組みを展開されているところです。

しかしながら、介護現場における顕在的な人材不足は改善の兆しをみせておらず、現場から寄せられる相談の多くは、急な離職等により介護職員や有資格者などの確保が困難な状況となり、基準に満たなくなる恐れがあるというものです。

このような状況の中、今後介護基盤を整備し、施設を増やしても、職員の不足により、利用者を受け入れられない状況が懸念されます。

つきましては、施設・事業所を含め関係機関と連携し、介護人材の確保や資質の向上、新たな人材の参入や離職を防ぐための更なる取り組みとそのため予算確保を図られるよう要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

こども医療費助成対象年齢の拡大等について

栃木県と各自治体が実施している「栃木県こども医療費助成制度」は、安心して子どもを育てる環境づくりの重要な施策となっています。

平成27年度より、本制度の現物給付対象年齢がこれまでの3歳未満から未就学児までに引き上げとなりましたが、独自に対象年齢の拡大に踏みきる自治体も広がりつつあり、このことは、子育て世代の大きな励ましとなっております。

しかし、独自の取り組みにより助成対象年齢を拡大した場合は全額自治体の負担となることに加え、現物給付の対象年齢拡大を各自治体単独で実施した場合には、医療費助成の補助率が1/2から1/4に減額となることから、多額の財政負担を余儀なくされることとなります。

今後ますます少子化が進行していく中で、子育て世代を応援する医療費助成は、地方の人口減少に歯止めをかけるための重要な制度であり、全国知事会においても国へ国保の国庫負担削減措置の廃止を緊急要請しており、国は国保補助金減額などについて見直す方針であります。

つきましては、少子化対策と子育て環境の充実を図るため、こども医療費助成制度に係る助成対象年齢及び現物給付の対象年齢の引き上げ、現物給付における医療費助成補助率1/2での補助について、今後の段階的な拡大に向け引き続きご検討いただきたく要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

企業誘致に関する支援について

「まち・ひと・しごと創生」における雇用の創出については、栃木県版総合戦略の中でも重要課題として位置付けられており、各市においては、地域の特性を活かした魅力ある就業機会の創出を図るため、事業所等の規模及び雇用の拡大の促進を図る取り組みや、遠隔勤務を可能にする通信設備を備えたIT関係のオフィス等、小規模企業の誘致に向けた取り組み等に着手しているところであります。

このうち、企業誘致に関しては、ターゲットは主に県外（都市部）であり、担当者が誘致企業の情報収集やヒアリング等を行いオフィスの開設にこぎ着けるまでには相当の時間と労力を要するところであります。

また、誘致の実現に向けては継続的な取り組みが必要であり、個々の企業の意向や要望等の具体的な協議について業務委託により実施している自治体では、それに伴う財政的な問題も生じてきます。

つきましては、継続的な企業誘致事業を実施していくため、ターゲットとする企業の絞り込みや情報収集、ヒアリング等、企業誘致の初期段階である一連の業務に対しての財政支援について要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

農業農村整備事業推進のための予算確保について

本県の農業・農村は、担い手の減少や高齢化、土地利用型農業の構造改革、農村資源・環境の維持保全、国際化への対応など、多くの課題があり、農業農村整備事業は、これらの課題を視野に入れた展開が求められております。

このため、老朽化が進む農業水利施設の適切な保全管理、担い手への農地利用集積・集約化や生産コストの削減、収益性の高い農業経営を実現するため、圃場整備事業やかんがい排水事業等の各種県営・団体営事業の積極的な推進を図る必要があります。

しかしながら、平成27年度の当初予算において、各種補助事業への割当額は要望額を大きく下回っており、計画的な事業推進に支障をきたしております。

つきましては、農業農村整備事業を強力に推進し、力強く持続的な農業を実現するため、計画的な事業執行が可能となる予算の確保について要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

いちご（とちおとめ）生産規模拡大に対する支援について

全国一のいちご生産を維持するため、栃木県では新品種「スカイベリー」の生産拡大や年間を通じてのいちご生産体制を確立するために「なつおとめ」の生産を推進し、県単独補助事業を創設し積極的に取り組まれているところであります。

しかしながら、現在の生産の大部分の品種は「とちおとめ」であり、生産者の年齢も高齢化しており、今後栽培農家数は減少傾向になることが予想されます。

新たな品種の取り組みまではできないが、栽培技術が確立している「とちおとめ」なら施設を増加し、もう少し頑張ろうという生産者もいます。

また、「とちおとめ」を栽培する場合、親や周囲の生産者から栽培指導を受けられる環境が整っているため、後継者が就農し、規模拡大を図ることもあるため、「とちおとめ」の規模拡大に対しても助成していただけるよう補助対象事業を拡大し、いちご生産日本一の維持に努められるよう要望します。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

民間木造住宅の耐震化に対する支援措置について

東日本大震災を契機に、地震による建築物倒壊等の被害から住民の生命や財産を保全するため、民間木造住宅の耐震化施策のより一層の推進が必要となっております。

このような中、県内各市町におきましては、国・県の補助制度を活用し、旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断補助及び耐震改修補助を実施しているところであります。

しかしながら、旧耐震基準の木造住宅は築30年以上が経過し、木造住宅の建替えに対する住民ニーズも高い状況にあります。

このようなことから、木造住宅の耐震化をより一層、促進するため、改修に対する補助に加え、木造住宅の建替えにつきましても、補助の対象としていただきますよう、要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

定住促進のための土地利用規制における弾力的な運用について

各自治体では、地方創生（人口減少問題と地域の活性化）のため、安心して子どもを産み育てやすい環境整備や教育環境の充実、若者にとって魅力的な雇用の創出等、実効性のある総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっております。

特に、若年層の比率の低下、高齢者の増加という人口構成の質的变化によって地域社会の活力の喪失が懸念されることから、次の時代の担い手となる若い世代の定住促進事業に積極的に取り組む必要がありますが、東京圏等からの若い世代の受け皿となるためには、都市基盤の整備や良好な居住環境の形成を図ることが、定住促進の施策として有効であると考えられます。

このようなことから、各自治体においては「都市計画マスタープラン」の見直し等、今後の土地利用や基盤整備を進める取組について検討しているところではありますが、県における市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（線引き制度）や地区計画の同意方針により、都市計画の策定に影響を及ぼす地域も出てきております。

つきましては、地方創生の取組や地域の特性、優位性等を活かした有効な土地利用を図るため、区域区分の見直しや地区計画の同意等におきまして、地域の実情に応じた弾力的な運用を図っていただきたく要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

スクールソーシャルワーカーの効果的配置と増員について

平成27年7月16日に発表された中央教育審議会による「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会中間まとめ」において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援のため、スクールソーシャルワーカーの増員が求められています。

本県では、現在10名のスクールソーシャルワーカーが各教育事務所に配置されておりますが、1名のスクールソーシャルワーカーが管内の小中学校の問題を抱える児童生徒や家庭に対し、環境への働きかけや関係機関等へのネットワークの構築、連携・調整などの直接的な対応を行うことは、現実的には極めて困難な状況にあり、その主たる役割はケース会議における助言に留まっているとのことであります。

つきましては、貧困や環境に起因する不登校等、子どもたちを取り巻く複雑化・多様化した課題解決に向け、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や保護者等との面談、福祉施設等関係諸機関への働きかけなど効果的な対応を実施していくためには、スクールカウンセラーと同様に中学校区を基本とした配置を行うことが不可欠でありますので、そのための速やかな増員を要望いたします。

併せて、その必要性から、現在、独自に配置している市町もありますので、十分な増員が図られるまでの間、独自に配置する市町に対する間接補助の事業化についても要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

県費負担栄養教諭等の配置基準の改正について

現在の県の配置基準では、児童生徒数2,001人以上の共同調理場には2人の県費負担栄養教諭等が配置されることとなっております。

現在、市町によっては栄養教諭等を「加配」として配置していただいている状況であります。食育の推進、食物アレルギーへの対応、衛生管理の確保等、栄養教諭等の担う分野が広がりを見せており重要度を増してきているにもかかわらず、「加配」という不安定な状況にあることに加え、1人の栄養教諭等が相当数の受配校を担当するケースもあり、効果的な指導が困難な状況であります。

また、共同調理場の統廃合を進めている市町にあつては、児童生徒数2,001人以上の共同調理場が3ヶ所ある場合、県の配置基準によれば合計6人の栄養教諭等が配置される場所、児童生徒数約5,000人程度の共同調理場2ヶ所に集約した場合には、現在の基準では2,001人以上は1ヶ所につき一律2人となっているため、合計4人の栄養教諭等しか配置されないこととなり、より一層厳しい環境におかれることとなります。

つきましては、適切な栄養管理や衛生管理の実施、食育の推進、さらには対応如何では命にかかわる食物アレルギーに対する適切な対応の実施のため、下記のとおり、児童生徒数に応じ栄養教諭等の配置を細分化した配置基準に改めていただきたく要望いたします。

記

<現在の県の配置基準>

児童生徒数 2,000人以下	1人
2,001人以上	2人

<変更要望案>

全国学校栄養士協議会から文部科学大臣あて要望と同数

児童生徒数 1,000人以下	1人
1,001人～3,000人	2人
3,001人～5,000人	3人
5,001人以上	4人

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

特別支援教育の充実・強化について

各市においては、特別支援教育の充実のため、個に応じた指導体制の整備や学校生活における安全面の確保等に向け最善を尽くしているところではありますが、対応状況については十分とは言えず、現在多くの課題と対峙しております。

このような中で、県におかれましては、小中学校非常勤講師配置事業として、特別支援学級を含む指導困難な状況下の小中学校に対して教員の配置を実施されているところではありますが、必要とされている人員には未だ十分とは言えない状況です。

また、通級指導教室の需要が年々高まっていることに加え、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいについて、重度・重複化、衝動性、多動性などが顕著なケースが増加していることから、今後、児童生徒一人ひとりに応じた指導及び対応可能な教員の確保はますます重要になると考えられます。

つきましては、障がいのある児童生徒に対する適切な支援を行うため、下記事項について積極的に対応くださるよう要望いたします。

記

- 1 小中学校非常勤講師配置事業において、指導困難な状況が見られる小中学校への配置人員の増員を図ること。
- 2 通級指導対応加配教員の増員を図ること。
- 3 現在、在籍児童生徒8名で1学級の編制となっている特別支援学級における学級編成基準を、6名で1学級の編制である特別支援学校の学級編成基準と同様となるよう、国に働きかけること。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

小学校全学年での35人以下学級の早期実現について

35人以下学級については、義務教育標準法の改正で平成23年度から小学1年生で導入されております。しかし、小学2年生以上については改正が見送られており、文部科学省において策定された「新たな教職員定数改善計画案」による中学3年生までの35人以下学級の実現についても見送りとなっている状況にあります。

本県においては、義務教育標準法に定められている小学1年生に加え、小学2年生においても教員の加配対応により35人以下学級が実現されておりますが、近年発達障がいや身体に障がいのある児童生徒が通常学級に在籍する割合が増えていることや、衝動的、多動的な行動をとる児童生徒への対応等、個に応じた指導を行うことが重要となっております。

また、文部科学省が4月に実施した「2015年度全国学力・学習状況調査」における本県の結果は、小学6年生は全教科で、中学3年生は理科を除く教科で全国平均を下回りました。この結果は、学ぶ意欲の向上や基礎・基本の確実な定着を図ること、及び児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導の実施が喫緊の課題となっていることの表れと考えられます。

つきましては、児童生徒にとって魅力ある学級をつくり、より質の高い教育を実現するため、本県独自の少人数学級として、加配の振替等やスマイルプロジェクトの縮小に依らない、小学3年生以上における35人以下学級の早期実現について要望いたします。

平成27年11月19日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一